

一般社団法人ジャパンバレー ボールリーグ

執行機関謝金規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレー ボールリーグ（以下「JVL」という。）の執行機関の構成員に対する謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

- (1) JVLと雇用関係のない個人が、業務委託契約以外でJVLに対して行う任務の対価を謝金と定める。
- (2) 本規程で扱う謝金は、重要な執行機関の構成員がその任を行うものの対価として、次の各号とする。
 - ① 役員が理事会、社員総会、各種委員会、各種諮問会またはその他JVLが開催する会議へ出席することに対し、都度支給する日当
 - ② 代表理事の要請に基づき、役員が役員として競技会または研修会派遣もしくは出張（前号を除く）することに対し、都度支給する日当
 - ③ 各種委員会委員が当該委員会またはその他JVLが開催する会議に出席することに対し、都度支給する日当
 - ④ 代表理事の要請に基づき、各種委員会委員が当該委員として競技会または研修会派遣もしくは出張（前号を除く）することに対し、都度支給する日当
 - ⑤ 各種諮問会構成員が当該諮問会またはその他JVLが開催する会議に出席することに対し、都度支給する日当
 - ⑥ 代表理事の要請に基づき、各種諮問会構成員が当該諮問会構成員として競技会または研修会派遣もしくは出張（前号を除く）することに対し、都度支給する日当
 - ⑦ 代表理事の要請に基づき、JVLが発行する機関誌または教本等において、役員、各種委員会委員または各種諮問会構成員が、原稿執筆、翻訳、作問または採点等の役務提供を行うことに対し、都度支給する対価
- (3) 代表理事、業務執行理事、事務総長、クラブライセンスマネージャー、事務局長および事務局職員（含むクラブライセンス事務局職員）がJVLの業務執行にかかることは本来任務であるため、前項の規定にかかわらず、月額役員報酬、給与手当または業務委託料等をその対価とする。
- (4) クラブがクラブの経営責任者である代表者を実行委員として選任し、実行委員が実行委員として社員総会、実行委員会または実行委員幹事会に出席することはクラブの本来責務であるため、第2項の規定にかかわらず、本規程の謝金支給の対象としない。

(5) 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「日本協会」という。）が傘下団体の業務執行を監督することは日本協会の本来責務であるため、第2項の規定にかかわらず日本協会の代表者として選任された者は本規程の謝金支給の対象としない。

第3条〔適用範囲〕

本規程を適用する執行機関の構成員はJVLのガバナンスにかかる次の各号とする。

- ① 非常勤役員（役員報酬規程 第2条第4項）
- ② 規律委員会委員
- ③ 裁定委員会委員
- ④ 法務委員会委員
- ⑤ 役員指名報酬委員会委員
- ⑥ クラブライセンス諮問会構成員
- ⑦ 前6号のほか本規程の適用が適切であると代表理事が認めた者

第4条〔基準額〕

(1) 謝金の基準額（源泉税控除後）は次のとおりとする。

- ① 非常勤役員のうち有資格者（「有資格者」とは弁護士、公認会計士、税理士または医師等の国家資格を有する者という。）、企業等経営経験者または学識経験者（これらを総称して以下「狭義有識者」という。）に支給する日当。

(単位：円/回)	基準額
理事会または社員総会に出席	20,000
役員として各種委員会または各種諮問会に出席	20,000
役員として競技会・研修・講演会派遣	20,000
役員として出張	20,000

- ② 非常勤役員のうち第1号以外の者の日当

(単位：円/回)	基準額
理事会または社員総会に出席	10,000
役員として各種委員会または各種諮問会に出席	10,000
役員として競技会・研修・講演会派遣	10,000
役員として出張	10,000

- ③ 規律委員会委員のうち狭義有識者の日当

(単位：円/回)	委員 基準額	委員長 基準額
規律委員会に出席	20,000	30,000
規律委員として理事会またはその他JVLの会議に出席	20,000	30,000
規律委員として競技会・研修・講演会派遣	20,000	30,000

規律委員として出張	20,000	30,000
-----------	--------	--------

④ 規律委員会委員のうち第3号以外の者の日当

(単位：円/回)	委員 基準額	委員長 基準額
規律委員会に出席	10,000	15,000
規律委員として理事会またはその他JVLの会議に出席	10,000	15,000
規律委員として競技会・研修・講演会派遣	10,000	15,000
規律委員として出張	10,000	15,000

⑤ 裁定委員会および法務委員会委員のうち狭義有識者の日当

(単位：円/回)	委員 基準額	委員長 基準額
裁定委員会/法務委員会に出席	20,000	30,000
裁定委員/法務委員として理事会またはその他JVLの会議に出席	20,000	30,000
裁定委員/法務委員として競技会・研修・講演会派遣	20,000	30,000
裁定委員/法務委員として出張	20,000	30,000

⑥ 裁定委員会および法務委員会委員のうち第5号以外の者の日当

(単位：円/回)	委員 基準額	委員長 基準額
裁定委員会/法務委員会に出席	10,000	15,000
裁定委員/法務委員として理事会またはその他JVLの会議に出席	10,000	15,000
裁定委員/法務委員として競技会・研修・講演会派遣	10,000	15,000
裁定委員/法務委員として出張	10,000	15,000

⑦ 役員指名報酬委員会委員の日当

(単位：円/回)	委員 基準額	委員長 基準額
役員指名報酬委員会に出席	20,000	30,000
役員指名報酬委員として理事会またはその他JVLの会議に出席	20,000	30,000
役員指名報酬委員として競技会・研修・講演会派遣	20,000	30,000
役員指名報酬委員として出張	20,000	30,000

⑧ クラブライセンス諮問会構成員の日当

(単位：円/回)	基準額
クラブライセンス諮問会に出席	20,000
クラブライセンス諮問会構成員として理事会またはその他JVL会議に出席	20,000
クラブライセンス諮問会構成員として競技会・研修・講演会派遣	20,000
クラブライセンス諮問会構成員として出張	20,000

⑨ 執筆、翻訳、採点等の役務提供に対する対価

(単位：円/400字あたり)	基準額
狹義有識者	2,000
狹義有識者以外	1,000

(2) 理事会の承認を得て、代表理事は次の範囲で謝金の基準額（源泉税控除後）にJVLの財務状況に応じた倍率を乗ずることができるものとする。

JVL 経常収入（単位：億円）	倍率
0以上10未満	0.25～0.50
10以上20未満	0.50～1.00
20以上50未満	1.00
50以上100未満	1.00～1.50
100以上	1.50～2.00

第5条〔支給〕

- (1) JVLは、原則として謝金を本人に直接支給する。
- (2) JVLは、謝金を月次単位でまとめて、指定する金融機関の本人口座へ振込み支払いする。
- (3) JVLは、謝金から法令の定めるところにより所得税の源泉徴収を行い、納税を行うものとする。

第6条〔補則〕

本規程に定めるもののほか、執行機関の構成員の謝金について必要な事項は理事会が別に定める。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第8条〔施行〕

本規程は2023年9月25日より施行する。

附則

〔制定〕

2023年9月25日制定

- (1) 第3条は役員報酬規程が制定施行されるまで次の読み替えを行うものとする。なお当該規程の施行をもって本附則は削除する。

第3条〔適用範囲〕

- (1) 本規程を適用する執行機関の構成員は JVL のガバナンスにかかる次の各号とする。
- ① 非常勤役員
非常勤役員とは、次項に定める常勤役員および準常勤役員以外の役員をいう
 - ② 規律委員会委員
 - ③ 裁定委員会委員
 - ④ 法務委員会委員
 - ⑤ 役員指名報酬委員会委員
 - ⑥ クラブライセンス諮問会構成員
 - ⑦ 前 6 号のほか本規程の適用が適切であると代表理事が認めた者
- (2) 前項において、常勤役員とは JVL を主たる勤務場所とする者で、JVL が事業主として健康保険料および厚生年金保険料を全体の 2 分の 1 負担する役員をいい、準常勤役員とは役員のうち常勤役員以外の者のうち、理事会への出席以外に平均して週に 2 回程度 JVL の業務執行を行い、この業務執行には電磁的方法（メール、電話、オンライン等）による事務局もしくはクラブとの会議または指示等を含むものとする。